

令和2年5月8日

保険薬局 各位

一般社団法人 大阪府薬剤師会
会長 藤垣 哲彦

薬局における薬剤交付支援事業について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

通常、患者に薬剤の配送等を行う場合の配送料については、療養の給付と直接関係のないサービスとして患者から徴収できるものでありますが、4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」ための費用が措置されました。

これを受け、「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されることとなり、大阪府においては大阪府薬剤師会が事業実施者として、配送に係る費用の支援事業を実施いたします（別添1「薬局における薬剤交付支援事業実施要綱」）。各薬局におかれましては、別添2（令和2年5月8日 日本薬剤師会作成「薬局における薬剤交付事業の実施に当たっての留意点」）を十分にご理解いただき、下記により配送に係る費用の請求手続きを行っていただきますようご案内いたします。

本事業の予算額は全体で457,545千円であり、都道府県の状況に応じ配分され、各都道府県薬剤師会が予算の範囲内で支援を実施するものとされております。支援の対象となるのは予算成立日（4月30日）以降のものとなり、また、事業の実施期間中に予算上限に達した場合には、その時点で国費による支援は終了し、薬剤の配送に係る費用については通常取り扱いとなります。

また、本事業は、実施要項にも示されているとおり、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」に用いるとされているため、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等を行ったケース（0410対応、CoV自宅、CoV宿泊）については、本会へ請求を行わないものを含めて全件報告していただきますようお願いいたします。

なお、本事業は、本会の会員・非会員を問わず、大阪府に所在する薬局が補助対象となっています。

○ 事業期間

予算成立日（4月30日）以降、令和2年度末まで。

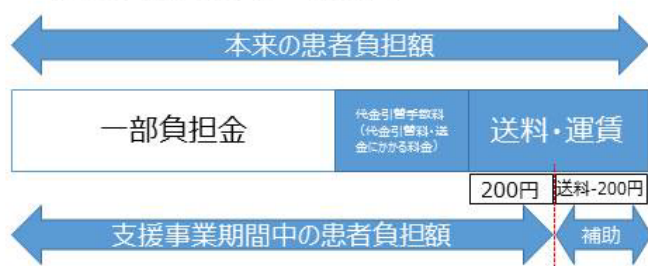
ただし、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了となります。

○ 配送方法

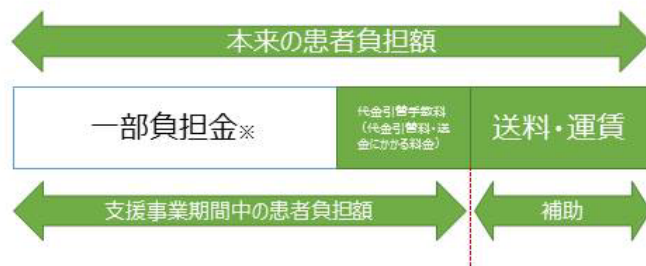
患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者の使用（可能な限り安価な方法）を検討してください。

○ 支援の金額について

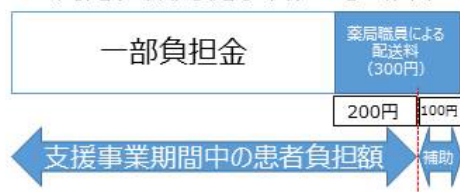
(0410対応) 配送業者による配送



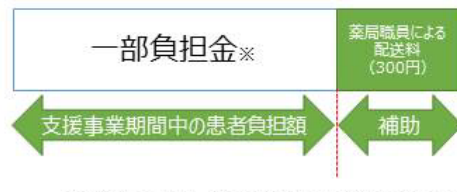
(CoV自宅・宿泊) 配送業者による配送



(0410対応) 薬局従事者によるお届け



(CoV自宅・宿泊) 薬局従事者によるお届け



※新型コロナウイルス感染症に係る医療の場合は一部負担金について公費適用となる可能性があります。
(資料提供：広島県薬剤師会)

「0410 対応」と記載された処方箋について、厚生労働省の実施要綱には、「薬剤の配送に要した費用のうち、100 円を差し引いた額を上限」と記載がありますが、事業予算に限りがある中で、必要な患者に対し、できるだけ広く公平な支援が可能となるよう、日本薬剤師会により「患者負担 200 円」が示されています。

○ 配送に係る費用の請求手続き

本会への請求については実施状況を Web システムにより報告 してください。

A. 電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況

<https://forms.gle/MswR82QggkvuvinV6>

※ 電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等を行ったケース（0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊）は、本会へ請求を行わないものを含めて 全件報告 してください。

※ 実施日から 1週間以内にご報告いただきますようご協力をお願いします。

※ 申請の根拠となる資料として以下の保存が求められます。

(根拠となる資料の例)

- ・処方箋の写し（備考欄に 0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの）
- ・配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

B. 薬局基本情報・当該月のすべての処方箋受付回数

<https://forms.gle/Y2dXn9riby6141o66>

※ 当該月の 翌月 15 日までにご報告ください。



以上